

広島県教育委員会規則第一号

広島県立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

広島県立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「土曜日」の下に「並びに十一月三日」を加える。

第三条第一項第一号中「休日」の下に「（十一月三日を除く。）」を加え、同項第三号中「ばく書」を「特別整理」に改め、同条第二項中「休館する」を「休館し、又は開館する」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

（入館の制限等）

第四条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒むことができる。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者

二 図書館の施設、設備又は図書館資料を毀損し、汚損し、又は亡失するおそれがある者

三 前各号に掲げる者のほか、他の者に迷惑を及ぼすおそれがある者

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館資料の利用の一部若しくは全部の中止若しくは停止を命じ、又は退館を命ずることができる。

一 前項各号のいずれかに該当するに至った者

二 この規則その他の規程に違反した者

三 館員の指示に従わない者

四 前各号に掲げる者のほか、図書館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をした者
（利用の制限をする図書館資料）

第五条 教育長は、人権の侵害等により利用に供することが不相当と認められる図書館資料の利用の制限をすることができる。

第六条の見出しを「（禁止行為）」に改め、同条第一項中「館内においては、許可を受けないで」を「何人も、館内において、」に改め、同項第四号中「広告物等の掲示」を「広告物の掲示若しくは配布」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 前各号に定めるもののほか、図書館の適切な管理運営のため必要なものとして教育長が定める行為

第六条第一項第六号を削り、同条に次の一項を加える。

2 館内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育長の許可を受けなければならぬ。

一 多数の者を集めて図書館の施設、設備又は図書館資料を利用すること。

二 図書館の施設又は設備を使用して行う視察、研修又は見学
第七条の見出しを「(損害賠償)」に改め、同条中「図書館資料等をき損し」を「図書館資料を毀損し」に、「責めを負わなければ」を「損害を賠償しなければ」に改める。

第八条第一項中「次に掲げる貸出しを受け、又は施設若しくは設備の利用をしようとする者」を「図書館資料の館外貸出しを受けようとする者」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第五項中「これを」の下に「改ざんし、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第九条第二号を次のように改める。

二 県内の地方公共団体の設置する図書館及び図書館同種施設

第九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 県内の学校図書館

第九条第五号を次のように改める。

五 県内の大学及び高等専門学校附属図書館

第十条を削る。

第十一条の見出し中「範囲」を「場所」に改め、同条中「目録に記載する図書館資料及び館内に公開する」を削り、同条を第十条とする。

第十二条に後段として次のように加える。

この場合において、教育長は、図書館資料利用票に代わる書類として適当と認めるもの提示を求めることができる。

第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(レファレンス・サービス)

第十二条 学習、研究、調査その他これに準ずる業務又は活動のために必要な資料又は情報の提供を依頼しようとする者は、当該提供を求める事項を明示して、口頭、電話、文書その他の方法により、申し込むことができる。

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する依頼に対しては、回答を行わないものとする。

一 古文書、美術品等の鑑定、法律相談、医療相談、文献の解読、翻訳、学習課題の解答
その他回答することが不相当と認められる事項に係る依頼

二 著しく経費又は時間を要し、図書館の業務に支障を及ぼすおそれのある依頼

第十四条中「者は」の下に「、教育長の許可を得て」を加える。

第十五条を削る。

第十六条中「読書会等の団体が図書館資料を館内利用しようとするときは」を「館内利用者が複数で図書館資料を利用しようとするときは、教育長の許可を得て」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「又は返納しようとするとき」を削り、同条第二項中「公立図書館」を「図書館」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十六条とする。

3 教育長は、図書館の管理運営上必要と認められる範囲内において貸出しのの特則を

定めることができる。

第十八条第五号を削り、同条第六号中「第二十六条」を「第二十一条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条を第十七条とする。

第十九条第一項中「五点」を「十点」に改め、同条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第二十一条を削る。

第二十二条の見出しを「(図書館間相互貸借)」に改め、同条第一項中「第九条第三号」を「第九条第二号」に、「図書館相互貸借」を「図書館間相互貸借」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第十七条」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 参考図書(教育長が特に定めるものを除く。)
- 二 郷土資料(教育長が特に定めるものを除く。)

三 新聞(原紙を除く。)及び雑誌

第二十二条第四項中「あつても」を「あつても」に改め、同条を第二十条とする。

第二章第五節を削る。

第二十六条第二項中「よつて」を「よつて」に、「き損した」を「毀損した」に改め、第二章第六節中同条を第二十一条とし、同節を同章第五節とする。

第二十七条を第二十二条とする。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。